

テーマ : 約束手形の廃止について

約束手形とは

約束手形とは、手形の振出人が、一定の場所（支払場所）で一定の期日（満期日）に一定の金額（券面額）の支払を約束する有価証券である。約束手形は、金融機関の当座取引約定に基づいて交付される統一手形用紙及び手形交換制度と結びついて、従来、有力な支払手段として機能してきた。また、約束手形の振出しは、支払のために、支払に代えて、担保のために、の三種の振出しがあるとされ、約束手形を徴求することによる手形貸付も簡易的な融資手段として利用されてきた。なお、手形交換所自体も、令和4年を目途に電子交換制度（現物によらない印鑑照合）が導入される予定となっている。

約束手形の現状

- ① 約束手形の利用は、1990年にピークを迎えたが、近時は決済システムの発達により、ピーク時の4%以下に減っており、本年1月の手形交換件数は1000万件を切っている。また、手形訴訟の提起も、東京地裁管内で年間100件以下となっている。
- ② 他方で、約束手形の手形割引は、約束手形の受取人にとって利便性の高い資金調達方法であり、手形割引は、有価証券売買であって利息制限法の適用はない、とされてきた。しかし、約束手形そのものの振出し数が減少したことに伴って、資金調達手段としての手形割引の機能も大幅に減退している。
- ③ こういった背景には、往年私製手形を利用したノンバンクによる融資が問題となったこと、近時、ファクタリングの利用が急増していること、さらには脱ハンコ化の流れなどがあると考えられ、今般、経産省は2026年を目途に約束手形を廃止する方針を打ち出した。これにともなって、当座取引の廃止（或いは約定内容の変更）、手形交換制度の廃止などが進展するものと思われる。

実務上の留意点

経産省の掲げる約束手形制度廃止の理由の一つに、中小企業の資金調達の負担の軽減があるが、前述のとおり、近時、手形割引に代わってファクタリングの利用が急速に増加している。ファクタリングにおいては、約束手形のように決済日までの期間が長くない一方実質金利は極めて高利に設定されており、その規制の必要性が指摘されている。実務的には、今回の約束手形制度の廃止の方針は、ファクタリング規制とも関連するのではないかと思われる。なお、現時点においては、為替手形制度及び小切手制度については、制度そのものが廃止される方向性は打ち出されていない。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.80 は、「ファクタリング規制の動向」(21C32)の
予定(2021/4 発行予定)としております。以上